# 令和７年度　国東市観光周遊促進支援事業助成金　募集要領

国東市観光・地域産業創造課

## １、事業の目的

本要領は、国東市観光周遊促進事業助成金実施要綱（以下「要綱」という。）で規定する事項のうち、当事業の国東市観光周遊促進事業助成金（以下「助成金」という。）の円滑な運用を図るため、助成金交付の対象となる事業や助成金交付の手順に関する事項を定めたものです。

## ２、助成対象者

旅行業法（昭和２７年法律第２３９号）に基づき旅行業の登録を受けた旅行業者で、日本国内の事業者に限定します。

ただし、自己又は自社の役員等及び旅行の参加者全員が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。第２条第６号に規定する暴力団員をいう。））でないこととします。

## ３、助成額および助成対象事業

| | 日 帰 り | 宿 泊 |
|---|---|---|
| 助成額 | 1 人につき 2,000 円 | 1 人につき 3,000 円 |
| 要 件 | （１）　旅行の出発地は国東市外からとし、往復ともに貸切りバスを利用すること。<br>（２）　参加人員 10 人以上（旅行業者、バス事業者の乗務員及び添乗員を除く）<br>（３）　市内の飲食施設等で１回以上の食事利用<br>（４）　市内の特産品等の販売施設（道の駅及び里の駅等）に立ち寄る<br>（５）　市内の観光施設等を 3 箇所以上見学し、うち 1 箇所は有料施設とする（飲食施設、販売施設は含まない）<br>（６）　教育旅行、会議・研修、特定の政治、宗教活動を目的とした旅行でないこと。<br>（７）　所定のアンケートを回答させ、集計表（様式第６号）を提出すること。<br>（８）　募集用のチラシ・パンフレット・専用サイト等に、本助成金を利用して催行する旨の文言を記載すること。 | |

※要件は全て満たすものとする。

## ４、実施期間

令和８年３月２２日までに行われる旅行を対象に実施します。
ただし、助成金に係る予算が終了次第、事業終了となります。

## ５、助成金対象事業の募集及び指定

（１）助成金事業の募集及び指定期間

最初の旅行催行日から起算して３か月前から１４日前までに助成金事業認定申請書（様式第１号）を提出してください。複数の設定日がある場合でも同様の取扱とします。

また、指定期間は１申請書につき最大５本までとし、最初の旅行催行日から起算して３か月間が条件です。

例

参加（予定）人数

| | |
|---|---|
| 旅行催行予定日<br><br>※複数の設定日がある場合、１申請につき５本まで | （↓最初の旅行催行日…Ａ）<br>① 令和　７年　１０月　４日～１０月　４日　（３５）人<br>② 令和　７年　１０月２５日～１０月２５日　（３５）人<br>③ 令和　７年　１１月　８日～１１月　８日　（３５）人<br>④ 令和　７年　１１月２２日～１１月２２日　（３５）人<br>⑤ 令和　７年　１２月２１日～１２月２１日　（３５）人<br>（↑最後の旅行催行日…Ｂ） |

指定期間・・・３カ月間（ＡからＢまでの期間）

・助成金事業認定申請書の募集期間…最初の旅行催行日（Ａ）から起算して**３か月前**から**１４日前**まで

・指定期間（ＡからＢまでの期間）は、**３か月以内**で記入してください。

（２）提出書類

① 助成金対象事業指定申請書（様式第１号）

② 旅行行程の確認書類（食事場所・宿泊施設・観光施設等明記のもの）

③ 募集用のチラシ・パンフレット・専用サイト等の原稿

④ その他、市長が必要と認める書類

（３）助成金対象事業指定

書類の提出があった場合には当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、速やかにその内容を助成金対象事業指定書（様式第２号）により通知します。

助成金対象事業指定書の通知を受けなければ、助成金交付申請はできません。

## ６、助成金事業の変更・取消について

（１）助成金事業の変更

上記、５（１）により指定を受けた者（以下、「指定事業者」という。）が下記の内容の変更を行おうとする場合には、指定事業者は旅行催行日までに速やかに連絡してください。

① 旅行日程の変更

② その他、事業の目的の達成に影響を与える変更

（２）助成金事業の取消

指定事業者が助成金対象事業指定書に定められた事業の取消を行おうとする場合には、最初の旅行催行日までに助成金対象事業取消届出書（様式第３号）を提出してください。

## ７、助成金の交付申請

（１）助成金交付申請書（兼実績報告書）（様式第４号）の提出期間

指定されている最後の旅行催行日後１か月以内に提出してください。

令和８年３月中に行われる旅行に関しては、令和８年３月２７日までに提出してください。

（２）提出書類

① 助成金交付申請書（兼実績報告書）（様式第４号）

② 実行した旅行行程の確認書類（食事場所・宿泊施設・観光施設等明記のもの）

③ 旅行の各行程の参加人数や旅行催行日等の確認が出来る書類（食事施設等で発行された領収書で人数が明記されているもの等。）

④ 宿泊を伴う場合、宿泊施設の宿泊利用証明書（様式第５号）または領収書写し（宿泊日や人数が明記されているものに限る。）

⑤ アンケートの集計表（様式第６号）

⑥ 要綱第６条第２項に規定する、助成金対象事業指定書（様式第２号）の写し

⑦ その他、市長が必要と認める書類

※確認書類や宿泊証明書等は旅行業者、バス事業者の乗務員及び添乗員との区別が分かるようにしてください。

## ８、助成金の交付決定

助成金の交付申請があった場合には内容を審査し、適正と認めるときは、速やかに助成金交付決定書（様式第７号）により通知します。

## ９、助成金の交付請求

助成金交付決定書の通知後、助成金交付請求書（様式第８号）を提出してください。

## １０、助成金の交付

市が助成金交付請求書を受理後、適当と認めるときは、速やかに助成金を交付します。

## １１、提出書類

提出様式は国東市ホームページからダウンロードしてください。

ダウンロードが出来ない場合は、下記、１３問い合わせ先までご連絡ください。

## １２、注意事項

・提出された書類は返却しませんので、必要な場合は各自で写しを取って下さい。

・申請及び報告内容の偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた場合等には交付決定を取り消す場合があります。また、交付された助成金の返還を求める場合があります。（要綱第１２条）

## １３、書類の提出先・問い合わせ先

| | |
|---|---|
| 申請方法 | 郵送またはメール |
| 申請先 | 〒873-0503 大分県国東市国東町鶴川 149 番地<br>国東市役所　観光・地域産業創造課　商工観光企画係<br>TEL：0978-72-5168<br>kanko@city.kunisaki.lg.jp |